

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 8 号	
件 名	「市長への手紙」事務取扱要領改正の適切な運用を求めることについて	
要 旨	<p>広聴相談課は、令和4年4月1日に「市長への手紙」事務取扱要領（平成21年4月1日制定）の全部を改正したとしている。「市長への手紙」の事務取扱要領の公表項目の中で、「処理情報を公表するものとする。」と規定されていた。この規定に基づき広聴相談課に公表を求めたが、担当者は「それは、あなたの意見でしょう」と言って取り合わなかった。</p> <p>4月の改正で、「処理情報を公表するものとする。」を削除している。要領の問合せに対して、改正及び「処理情報を公表するものとする。」を削除したことの説明をしなかった。全部を改正したとしているが、「処理情報を公表するものとする。」を削除したにすぎない。</p> <p>私が改正を知ったのは、広聴相談課以外の課からの情報によるものであった。公表されているのは、平成24年4月1日改正のもので、令和4年に改正されたものは公表されていない。市役所内部では、改正された要領で運用している。広聴相談課に改正の確認をした結果、「掲載を忘れた。」と回答したが、その後も掲載されていない。要綱・要領集の広聴相談課の欄には、「市長への手紙」事務取扱要領以外の他の要領は掲載されている。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	令和4年12月5日	第1項 ） 第4項 } 市民厚生常任委員会
受 理	令和4年11月25日	第423号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 要領を遵守すること。</li><li>2 要領を遵守できないことを理由として要領を改正しないこと。</li><li>3 要領を要綱・要領集に掲載すること。</li><li>4 要領に対する問合せに対しては、誠実に対応すること。</li></ol>
--	--